関根 知良 氏 名 学位の種類 博士(文学) 学位記番号 博 甲 第 10081 号 学位授与年月日 令和 3 年 9 月 24 日 学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当 審查研究科 人文社会科学研究科 学位論文題目 17世紀清朝のハルハ゠モンゴル政策史研究 筑波大学 教 授 博士(文学) 丸山 宏 主 査 筑波大学 教 授 Ph.D. 三宅 裕 副 杳 筑波大学 准教授 博士(社会学) 山本 真 副 査

# 論文の要旨

上田 裕之

筑波大学 助 教 博士(文学)

副

査

本論文は、満洲語・モンゴル語の書簡文書を利用して、清朝とハルハ=モンゴル(以下、ハルハと略称することがある)が初めて接触した天聡 9(1635)年から康熙 30(1691)年のハルハの清朝への服属を経て、康熙帝が康熙 35(1696)年にジューン=ガルのガルダンへの親征を開始するまでの 60 年におよぶ期間における、清朝のハルハ政策の歴史を研究するものである。著者は本論文の目的を、清朝のハルハに対する対応や関与の過程を、ハルハ側の勢力関係や反応を踏まえ、ひろく東部ユーラシア情勢をも考慮に入れて復元し、清朝がいかにしてハルハに統制を及ぼしていき、東部ユーラシアにおいて圧倒的な主導権を握っていったのかを解明することであるとする。本論文は、序章と結章のほか、全五章から構成される。

「序章」では、問題の所在、研究目的と方法、先行研究、使用史料、本研究の構成が述べられる。

まず本論文の問題意識について、先行研究との関係から二点が提示されている。第一は、従来の研究においては、清朝は康熙 20(1681)年の三藩の乱鎮圧以降になって、はじめてハルハ政策に積極的に取り組んでいくとされ、それ以前においては、両者が朝貢関係にあったことが指摘されるのみであった。しかし、康熙 20 年以前においても、漠北(ゴビ砂漠の北)に分布していたハルハの動向は、漠南(ゴビ砂漠の南)に分布して既に清朝に帰属していたモンゴル諸部にさまざまな影響をおよぼしていた可能性があり、清朝は一定程度においてハルハを統制することがあったと想定され、著者はその実態を解明すべきであると主張している。第二は、先行研究においては、17 世紀末におけるロシア、ジューン=ガル、チベットなどの東部ユーラシア諸勢力とハルハとの関係が注目される中で、ともにロシアに対峙したハルハと清朝が良好な関係にあったという認識が学界で影響力を持った。しかし、このような認識だけで清朝のハルハ政策やハルハ側の反応を説明することは不十分であると筆者は問題を提起し、一次史料を分析してより詳細な検討をする必要があると述べている。

上述の課題に応えるため、本論文は、2000年代以降において出版された『清内秘書院蒙古文檔案匯編』、『清内閣蒙古堂檔』、『清朝前期理藩院満蒙文題本』に含まれる、満洲語とモンゴル語による清朝とハルハ首長との間に交わされた書簡史料を翻訳し分析している。これらの史料を利用する中国人研究者は、特定の歴史的事件に単発的に着目する傾向があるが、本論文は政策史の推移を一貫して追跡するところに特徴を有するものである。

第一章「16世紀から 17世紀前半のハルハと清朝の登場」では、まず 16世紀から 17世紀前半のハルハの状況を確認し、清朝とハルハが接触する背景について漠南モンゴル諸部の動向を踏まえて考察されている。さらに清朝のホンタイジのハルハ政策を分析し、清朝によるハルハ政策が本格化する過程を論じている。ゲレセンジェの諸子分封以後に変遷を経て、清朝と接触する時期のハルハは、左翼のトゥシェート=ハーンとセツェン=ハーン、右翼のザサグト=ハーンが独自に勢力を蓄えていた。天聡 9年以降に左右翼は清朝への朝貢を開始するが、ハルハが明朝との交易を継続する問題などがあり、清朝とハルハの関係は、利害が対立し緊張していたと論じている。

第二章「順治年間における清朝のハルハ政策」では、清朝の対ハルハ交渉が本格化する発端となった順治 3(1646)年におけるスニド部長テンギスのハルハ左翼への逃亡事件発生から、順治末(1661)年までに清朝がハルハの8名の首長に誓約を立てさせ、進貢を許可するに至る経緯について検討している。本章では順治年間の清朝のハルハ政策を『清内秘書院蒙古文檔案匯編』所収の書簡史料を利用して分析している。テンギスがセツェン=ハーンのもとへ逃亡すると、清朝は左翼に軍隊を派遣し打撃を与えたが、漢地における南明勢力との戦況悪化のため、ハルハに対する態度を軟化させた。しかし、南明との戦況の好転、大同における反乱の平定などを契機にハルハに強硬な要求をつきつけ、左右翼はそれぞれに清朝の要求に屈して誓約を立てるようになったと論じている。

第三章「康熙元年のザサグト=ハーン殺害事件直後における清朝のハルハ政策」では、康熙元(1662)年に発生したハルハ右翼ザサグト=ハーン殺害事件と、その直後の清朝とハルハ左翼の交渉過程を考察している。これにより、ハルハにおいて左翼のトゥシェート=ハーンであるチャホンドルジの影響力が高まる中、清朝が漠南、ロシア、ジューン=ガルの動向を踏まえてハルハ左翼に対してどのように政策を展開したかを論じている。本章では、『清内秘書院蒙古文檔案匯編』と『清朝前期理藩院満蒙文題本』所収の書簡史料を利用し、事件後のハルハとの交渉において、トゥシェート=ハーンが清朝の使者との接触を避けたことを清朝側がきびしく叱責し、進貢の受け取りを拒否した。順治年間に結んだ誓約を持ち出し、重大な政治事件の際の上奏の義務、越境しての遊牧の禁止、逃亡者の処置の方針、以上の点にかかわる清朝の考えをハルハにつきつけたことを実証している。

第四章「フレン=ベルチルの会盟以降における清朝のハルハ政策」では、ザサグト=ハーン殺害事件にともなうハルハ左右翼の内紛を調停するため、康熙 25(1686)年に開催されたフレン=ベルチルの会盟から、康熙 27(1688)年のジューン=ガルのガルダンの侵攻によりハルハが清朝に保護を求めるまでの過程を考察している。本章では『清内閣蒙古堂檔』所収の左翼トゥシェート=ハーンから清朝に宛てた書簡史料を多用している。 清朝は会盟で右翼の意向に沿ったため、左翼から不満を訴えられたが、それに応じることはなく、それ以降の 左翼の要求も退けたとする。一方、右翼では、その首長たちがザサグト=ハーンとその後援をするガルダンに 必ずしも賛同していない状況があったとする。清朝は左翼がロシア、ジューン=ガル、チベットと敵対し、清朝との関係を破綻させることができないと認識し、右翼を支持し、左右翼の均衡をはかったと論じている。

第五章「ガルダンのハルハ侵攻以降における清朝のハルハ政策―漠南に避難したハルハの問題を中心に―」では、ジューン = ガルのガルダンによるハルハ侵攻から、康熙 30(1691)年にハルハが正式に清朝の支配下に入り、その後、康熙 35年に康熙帝がガルダン親征に乗り出すまでにおける、漠南に避難したハルハの状況と清朝の対応を考察している。清朝はハルハを漠南に受け入れてから、支援と救済を行うのみならず、佐領の編成や蒙古例による取り締まりを強化して統制を及ぼし、ハルハ支配の基礎を築いたと論じている。

「結章」では、各章の概要を示し、さらに以下のように本論文の全体をまとめている。第一に、17世紀において清朝は、漢地、漠南、ロシア、ジューン=ガル、チベットなどの東部ユーラシアの地域・勢力の変動に対応しながら、そのハルハ政策においては、漠南への越境をともなう逃亡、略奪、接近、遊牧を厳しく抑制し、

漠南の安定を優先することが見られたとする。第二に、ハルハは清朝に抵抗し反発することがあり、ハルハ政策には困難がともなったが、ハルハの内紛は清朝が統制を及ぼす過程の中で生じた側面があり、内紛を自己解決できず清朝に頼ったといえるとする。第三に、ハルハ政策を分析することで清朝の拡大期における強硬な統制の行使という特質を提起でき、これは従来強調されてきた清朝統治の柔軟性とは異質であると結論を述べている。

## 審査の要旨

### 1 批評

本論文は、17世紀清朝のハルハ政策史を対象とし、清朝とハルハが接触してから、ハルハの服属を経て、ガルダンとの戦争を開始するまでの時期に、清朝がハルハに対してどのように対応し関与したかを解明した論文である。本論文は、満洲語、モンゴル語の一次史料を十分に利用し、それによりあらたな解釈を提起することに成功している。20年前までは、17世紀清朝のハルハ政策について理解する根拠となった史料は、主に『清実録』、『皇朝藩部要略』といった漢文の編纂史料であった。しかし、近来、清朝前半期に満州人官僚、モンゴル人官僚が参与したモンゴル管理の行政機関が残した大量の文書史料が出版され利用可能となった。著者は『清内秘書院蒙古文檔案匯編』、『清内閣蒙古堂檔』、『清朝前期理藩院満蒙文題本』から多くの書簡史料を適切に選択し、翻訳と分析を行っている。

書簡史料の内容からは、第三章では清朝の使者を忌避したトゥシェート=ハーンを清朝が厳しく叱責する内容が分析され、第四章ではトゥシェート=ハーンが属民返還の方法について自己正当化する要求を書簡で清朝に発したが、結果的に清朝は取り合わなかったことが実証されている。また、右翼の首長たちがガルダンへの依存一辺倒でなかった実態も明らかにされた。これらの点は、康熙帝とトゥシェート=ハーンの良好な関係、右翼とガルダンの密接な関係を前提とする旧説を改める重要な貢献である。このような著者による多くの丹念な実証の作業とその成果は、単に知られていなかった個別の事実の解明として意義があるだけでなく、論文全体として拡大期の清朝が交渉や関与の対象となる集団に対して強硬な統制を行ったことの重要性を主張する説得力ある根拠となっており、高く評価できる。

ただし問題点がないわけではない。清朝とハルハの間の朝貢関係の停止が問題になる時、ハルハに対してどれほど経済的に影響するかを論じる必要があった。またハルハに対する特定の時期の交渉や関与の強弱のあり方を説明する際に、当該時期に清朝の面する他の政治的課題との因果関係から蓋然性の高い推測ができても、それが事実かどうかを実証するためにはより一層の検討が求められる。また史料中のモンゴル語 törü は多義的であるため、文脈ごとのその解釈については再考を要する。しかし、これらの点が存在しているとしても、本論文は多言語史料により 17 世紀の清朝のハルハ政策史を解明した論文として、学界に大きな貢献をするものと考えられる。

#### 2 最終試験

令和3年7月15日、人文社会科学研究科学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

### 3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士(文学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。